AL-QAIDA IN THE ARABIAN PENINSULA (AQAP) (a.k.a.: (a)Al-Qaida of Jihad Organization in the Arabian Peninsula (b)Tanzim Qa'idat al-Jihad fi Jazirat al-Arab (c)Al-Qaida Organization in the Arabian Peninsula (AQAP) (d)Al-Qaida in the South Arabian Peninsula (e)Ansar al-Shari'a (AAS))
(f.k.a.: Al-Qaida in Yemen (AQY))
所在地：不明
国連制裁委員会による指定日：2010年１月19日（2012年10月４日及び2015年６月15日に改訂）
その他の情報：ＡＱＡＰは、アル・カーイダ（166. に指定した団体）の地域支部で、主にアラビア半島で活動する武装組織。イエメン及び（2004年から2006年までは）サウジアラビアに拠点を置く。2009年１月に「イエメンのアル・カーイダ」にサウジアラビアのアル・カーイダ要員が合流して結成された。ＡＱＡＰの指導者はナーセル・アブドルカリーム・アブドゥッラー・アル・ワヒーシー（560. に指定した個人）である。アンサール・アル・シャリアは2011年初期にＡＱＡＰによって組織され、イエメンにおける政府及び民間人の両方に対する多発攻撃に関して責任を有する。

591. パキスタン・タリバーン運動
TEHRIK-E TALIBAN PAKISTAN (TTP) (a.k.a.: (a)Tehrik-I-Taliban Pakistan (b)Tehrik-e-Taliban (c)Pakistani Taliban (d)Tehreek-e-Taliban)
所在地：不明
国連制裁委員会による指定日：2011年７月29日（2015年６月15日に改訂）
その他の情報：パキスタン・タリバーン運動は、アフガニスタン・パキスタン国境沿いの部族地域に拠点を置いている。2007年に組織され、指導者はマウラナ・ファズルッラー（691. に指定した個人）。

○国税庁告示第十一号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第五項第四号ニに規定する国税庁長官が定めるところを定める件（平成十七年一月国税庁告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月三十日から適用する。

平成二十七年七月三日　国税庁長官　林　信光

「第三条第五項第四号ニ」を「第三条第五項第六号ニ」に改め、「Ｘ六九三三」の下に「又は国際標準化機構の規格一二六五三―三」を、「ＩＳＯ図形言語」の下に「又は国際標準化機構の規格一二六五三―三における四ポイントの文字及び一四〇図票」を加える。

○厚生労働省告示第三百十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第百五十六号を第百五十九号とし、第百二十号から第百五十五号までを三号ずつ繰り下げ、第百十九号を第百二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十二　ペグインターフェロン―アルファ―２ｂ及びその製剤（ただし、注射剤であって慢性Ｃ型肝炎又は慢性Ｃ型肝炎の進行による代償性肝硬変に用いられるものを除く。）

第百十八号を第百二十号とし、第百九号から第百十七号までを二号ずつ繰り下げ、第百八号を第百九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十　（二Ｅ）―Ｎ―ヒドロキシ―三―［四―（｛［二―（二―メチル―一Ｈ―インドール―三―イル）エチル］アミノ｝メチル）フェニル］プロプ―二―エンアミド（別名パノビノスタット）、その塩類及びそれらの製剤

第百七号を第百八号とし、第十九号から第百六号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　イピリムマブ及びその製剤

○厚生労働省告示第三百十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第八号中(1021)を(1025)とし、(989)から(1020)までを(993)から(1024)までとし、(988)を(991)とし、その次に次のように加える。

(992)　レジパスビル　アセトン付加物・ソホスブビル

第八号中(987)を(990)とし、(683)から(986)までを(686)から(989)までとし、(682)を(684)とし、その次に次のように加える。

(685)　ヒドロキシクロロキン

第八号中(681)を(683)とし、(651)から(680)までを(653)から(682)までとし、(650)を(651)とし、その次に次のように加える。

(652)　パノビノスタット

第八号中(649)を(650)とし、(634)から(648)までを(635)から(649)までとし、(633)の次に次のように加える。

(634)　ニンテダニブ

○厚生労働省告示第三百十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第１の１中(218)を(222)とし、(142)から(217)までを(146)から(221)までとし、(141)を(144)とし、その次に次のように加える。

(145)　デュラグルチド（遺伝子組換え）

別表第１の１中(140)を(143)とし、⑿から(139)までを⒂から(142)までとし、⑾を⒀とし、その次に次のように加える。

⒁　イピリムマブ（遺伝子組換え）

別表第１の１中⑽を⑾とし、その次に次のように加える。

⑿　アンチトロンビン　ガンマ（遺伝子組換え）

別表第１の１中(9)を⑽とし、(3)から(8)までを(4)から(9)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3)　アスホターゼ　アルファ（遺伝子組換え）

○農林水産省告示第千六百九十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を受理したので、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年七月三日　農林水産大臣　林　芳正